

24食産第277号  
平成24年4月12日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長  
農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

### タイ向けに輸出される食品に関する輸入規制の変更について

タイ向けに輸出される食品につきましては、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成23年4月21日付23国際第83号）及び「タイ向けに輸出される食品に関する証明書の発行について」（平成23年5月13日付23国際第157号）等により、輸入規制措置の内容をお知らせしておりますが、今般、タイ政府は、4月3日付けで保健省告示（「放射性物質汚染のおそれのある食品の輸入に関する条件」）を官報に掲載し、輸入規制措置を下記のとおり変更しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更された点

放射性物質基準の適合証明を求められる対象地域（区分2）から、東京都を除外

## 2. 新旧対照表

(変更後)

	対 象	証明すべき内容
1	平成 23 年 3 月 11 日より前に収穫、加工された食品添加物、風味を調整する物質、食品を保存するために使用される物質を除く全ての食品	平成 23 年 3 月 11 日より前に収穫、加工されたこと
2	<u>8</u> 県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、千葉、神奈川及び静岡）で生産された食品添加物、風味を調整する物質、食品を保存するために使用される物質を除く全ての食品	タイの食品中の放射性物質基準（注）に適合すること
3	<u>8</u> 県以外で生産された食品添加物、風味を調整する物質、食品を保存するために使用される物質を除く全ての食品	食品及びその主原料を産出した道府県

注:放射性ヨウ素 131 は 100Bq/kg、放射性セシウム 134 及び 137 は合わせて 500Bq/kg を超えてはならない。

(変更前)

	対 象	証明すべき内容
1	平成 23 年 3 月 11 日より前に収穫、加工された食品添加物、風味を調整する物質、食品を保存するために使用される物質を除く全ての食品	平成 23 年 3 月 11 日より前に収穫、加工されたこと
2	<u>9</u> 都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、 <u>東京</u> 、千葉、神奈川及び静岡）で生産された食品添加物、風味を調整する物質、食品を保存するために使用される物質を除く全ての食品	タイの食品中の放射性物質基準（注）に適合すること
3	<u>9</u> 都県以外で生産された食品添加物、風味を調整する物質、食品を保存するために使用される物質を除く全ての食品	食品及びその主原料を産出した道府県

注:放射性ヨウ素 131 は 100Bq/kg、放射性セシウム 134 及び 137 は合わせて 500Bq/kg を超えてはならない。